

村山総合支庁本庁舎 建築物環境衛生管理業務委託仕様書

1 業務対象施設

所在地	山形市鉄砲町二丁目19番68号
庁舎名	山形県村山総合支庁本庁舎（敷地面積 約 30,000 m ² ）
主な構築物	庁舎棟 1 棟（地下 1 階、地上 6 階+搭屋 2 階 延床面積 12,035 m ² ） 車庫棟 3 棟（内、1 棟は 2 階建て事務棟附属 延床面積 1,886 m ² ）

2 建築物環境衛生管理技術者選任業務

- (1) 選任する建築物環境衛生管理技術者（以下「ビル管理士」という）は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和 45 年法律第 20 号）（以下「法」という）第 7 条に基づく免状所有者であることとする。
- (2) 選任したビル管理士が資格を喪失したときは、直ちに資格を有する者を選任しなければならない。
- (3) 受注者は、選任したビル管理士の住所・氏名・資格及びその他必要な事項を委託者に届け出なければならない。その際はビル管理士の免状の写しも添付する。また証明書等の提出が必要な場合は極力協力するものとする。
- (4) 建築物環境衛生管理技術者の業務
 - ①管理業務計画の立案
 - ②管理業務の指揮監督
 - ③建築物環境衛生管理基準に関する測定または検査結果の評価
 - ④環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施

3 空気環境測定

- (1) 測定するポイントは次のとおりとする。

庁舎棟	13カ所
附属棟	1カ所
合計	14カ所
- (2) 測定回数は2ヵ月毎に1回とする。
- (3) 1回の測定値は1日2回以上の測定値の平均値とする。
- (4) 測定項目は次のとおりとする。
 - ①温度測定
 - ②相対湿度測定
 - ③気流測定
 - ④二酸化炭素測定
 - ⑤一酸化炭素測定
 - ⑥浮遊粉塵測定
- (5) 測定方法については、法第4条で定める建築物環境衛生管理基準によるものとする。
- (6) 実施日時については事前に協議するものとする。

4 給水設備（貯水槽）の清掃及び残留塩素測定

- (1) 対象貯水槽は、高架水槽2基（11.5 m³×2）、受水槽2基（30 m³×2）とする。
- (2) 清掃は1年毎に1回とし、測定は7日毎に1回とする。
- (3) 実施日時については事前に協議するものとする。

5 飲料水の水質法定試験

- (1) 水質分析試験については、法第4条で定める建築物環境衛生管理基準によるものとする。
- (2) 試験は、16項目試験、12項目試験、11項目試験を各1回実施するものとする。
- (3) 16項目試験及び12項目試験は6月～9月の間に、11項目試験は3月に実施するものとし、実施日時については事前に協議する。

6 防虫防鼠施工

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法施行令及び同法施行規則に基づき防虫・防鼠施工を行うものとする。
- (2) 点検は、1カ月1回以上実施することとし、施工回数は、次によるものとする。
 - ① ゴキブリ、ネズミ、ダニ等 年2回（6ヵ月毎）
 - ② 蚊 年3回（7月～9月）
 - ③ ハエ 年4回（6月～9月）
- (3) 防虫施工は、次により実施するものとする。
 - ① 殺虫施工に当たっては、専門的立場からみて、より安全で確実な方法を用いること。
 - ② 殺虫剤は、厚生労働省認定の比較的無臭で、残留効果のある薬剤を使用すること。
 - ③ 害虫駆除後は、幼虫や卵等に常に留意し、衛生的な環境を保つこと。
- (4) 防鼠施工は、次により実施するものとする。
 - ① 防鼠剤及び殺鼠剤は、厚生労働省認定で人畜並びに火気に対して安全なものを使用すること。
 - ② 常時、鼠が侵入することを防ぎ、侵入しても住みつけない環境を保つこと。
- (5) 実施日時、施工箇所については事前に協議するものとする。

7 月ごとの各業務が完了したときは、受注者は直ちに発注者に業務報告書を提出する。

8 受注者は、従事者の雇用に当たっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。